

別紙 法定点検一覧表

法令	点検等の対象		項目	周期	点検資格者等	問い合わせ先
建築基準法	特定建築物	建築物の敷地及び構造	損傷、腐食その他の劣化の状況	3年以内ごと	一級建築士 二級建築士 特定建築物調査員	特定行政庁（那覇市、浦添市、所管土木事務所、沖縄市、うるま市）
	1 建築基準法第6条第1項第1号に掲げる建築物として、劇場、病院、学校、共同住宅、倉庫、自動車庫等の「特殊建築物」のうち、その用途に供する面積が200㎡を超えるもの					
	2 政令（建築基準法施行令）で定めるものとして、劇場、病院、学校、共同住宅、倉庫、自動車庫等の「特殊建築物」のうち、階数が3以上かつその用途の床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下のもの					
	3 政令（建築基準法施行令）で定めるものとして、階数が3以上かつ延べ面積が200㎡を超える「事務所その他これらに類する用途に供する建築物」					
	建築設備 上記建築物に設置された昇降機以外の建築設備（換気設備、排煙設備、非常用の照明装置、飲料用の給水設備・排水設備）			1年以内ごと	一級建築士 二級建築士 建築設備検査員	
	防火設備 上記建築物に設置された防火設備（自動火災報知器に連動する防火戸及び防火シャッター等） ※ 建築基準法で定められる「防火設備」は、消防法で定められる「消防設備」とは範囲が異なります。火災による被害を防ぐためにはいずれについても点検を実施することが必要です。			（最初の点検については、建築基準法の規定による検査済証の交付を受けた日から2年以内に行うものとする。）	一級建築士 二級建築士 防火設備検査員	
	昇降機 （エレベーター・エスカレーター・フロアタイプの小荷物専用昇降機）			一級建築士 二級建築士 昇降機等検査員		
外壁 （外装仕上材等におけるタイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル仕上）		落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的な点検等を行う	10年以内に1回	一級建築士 二級建築士 特定建築物調査員		
消防法	特定の建物（特定防火対象物）で収容人員が300人以上のもの等		防火管理に関する点検	1年に1回以上	防火対象物点検資格者	所管消防署（※については要確認）
	大規模建築物等 （階数が5以上10以下の防火対象物 延べ面積20,000㎡以上等）		防災管理に関する点検 （大規模地震等の災害）	1年に1回以上	防災管理点検資格者	
	防火対象物に設けられている消防用設備等	消火器具、火災報知設備（消防機関通報用）、誘導灯、誘導標識、消防用水、連結散水設備、無線通信補助設備	外観等の異常の有無を確認	6ヶ月に1回	消防設備士 消防設備点検資格者	
		屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火栓設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、自動火災報知器設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災報知器、非常警報設備、避難器具、連結送水管、非常電源専用受電設備、蓄電池設備	外観等の異常の有無を確認	6ヶ月に1回		
			実際に作動させて、総合的な機能を確認	1年に1回		
		動力消防ポンプ設備、自家発電用設備	外観等の異常の有無を確認	6ヶ月に1回		
			実際に作動させて、総合的な機能を確認	原則1年に1回※		
	指定数量の10倍以上の危険物を取り扱う一般取扱所等※		外観等の異常の有無を確認	1年に1回	危険物取扱者 危険物施設保安員 危険物取扱者の立会を受けた者	
地下タンク貯蔵所及び地下タンクを有する一般取扱所等※		タンク及び地下埋設配管の漏れ点検	原則1年に1回※	点検の方法に関する知識及び技能を有する者		
労働安全衛生法	労働者を常時就業させる場所又は事務所		照明設備の点検 （照度の測定）	6ヶ月以内ごとに1回		労働基準監督署
	空気調和設備又は機械換気設備を設けている室で事務所の用に供されるもの	①～③の測定 ①一酸化炭素・二酸化炭素の含有量 ②室温及び外気温 ③相対湿度の測定		2ヶ月以内ごとに1回		
		機械換気設備		2ヶ月以内ごとに1回		
	ボイラー（小型ボイラーを除く） 第1種圧力容器（小型圧力容器を除く）		構造規格の適合の有無	1年以内ごとに1回	登録性能検査機関	
			損傷及び機能の異常の有無について確認	1ヶ月以内ごとに1回	ボイラー技士 第一種圧力容器取扱作業主任者	
	小型ボイラー、小型圧力容器、第2種圧力容器		損傷及び機能の異常の有無について確認	1年以内ごとに1回	ボイラー技士 ボイラー取扱技能講習修了者 特別教育を受けた者	
	冷却塔又は加湿装置		冷却塔等の清掃	1年以内ごとに1回		

別紙 法定点検一覧表

法令	点検等の対象	項目	周期	点検資格者等	問い合わせ先
建築物衛生法 (建築物における衛生的環境の確保に関する法律)	特定建築物の空気調和設備又は機械換気設備 ※ 特定建築物： 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく「特定用途」に利用される部分の面積が、3,000㎡以上（学校の場合は8,000㎡以上）の建築物のことをいいます。 ※ 特定用途： 公共施設の場合、「集会場」「図書館」「博物館・美術館」「事務所」「学校」等が該当します。	①～⑥の測定 ①浮遊粉じんの量 ②一酸化炭素の含有率 ③二酸化炭素の含有率 ④温度（空気調和設備の場合のみ） ⑤相対湿度（空気調和設備の場合のみ） ⑥気流	2ヶ月以内ごとに1回	建築物環境衛生管理技術者の監督のもとに行われる	所管保健所
	特定建築物の冷却塔、冷却水の水管、および加湿装置	汚れの点検	1ヶ月以内ごとに1回		
		冷却塔等の清掃	1年以内ごとに1回		
	特定建築物の空気調和設備内の排水受け	排水受けの清掃	1ヶ月以内ごとに1回		
	特定建築物の給水設備（飲料水、雑用水）	有利残留塩素の検査（飲料水、雑用水）	7日以内ごとに1回		
		貯水槽の清掃	1年以内ごとに1回		
		飲料水の水質検査	6ヶ月以内ごとに1回（16項目） 1年以内毎に1回（12項目）		
		雑用水の水質検査（散水、修景又は清掃の用に供する水）	7日以内ごとに1回（pH値、臭気、外観） 2月以内ごとに1回（大腸菌、濁度）		
		雑用水の水質検査（水洗便所の用に供する水）	7日以内ごとに1回（pH値、臭気、外観） 2月以内ごとに2回（大腸菌）		
	特定建築物の排水設備	排水設備の清掃	6ヶ月以内ごとに1回		
	特定建築物の清掃等	大掃除	6ヶ月以内ごとに1回		
	特定建築物のねずみ等の防除	発生場所、生息場所及び侵入経路並びにねずみ等による被害の状況調査	6ヶ月以内ごとに2回		
高圧ガス保安法	保安検査 沖縄県知事の許可を得て設置した空調設備（第一種製造事業者） ※ 1日の冷凍能力が20トン（フロンガスの場合50トン）以上の高圧ガスを用いる冷凍設備のうち特定施設	冷凍機が正常な機能を維持しているか	3年以内に1回以上	都道府県知事 高圧ガス保安協会または指定保安検査機関	産業政策課
	定期自主検査 沖縄県知事の許可を得て設置した空調設備（第一種製造事業者） ①アンモニア及びフルオロカーボン冷媒以外：1日の冷凍能力が20トン以上の高圧ガスを用いる冷凍設備 ②アンモニア冷媒及び不活性以外のフルオロカーボン冷媒：1日の冷凍能力が50トン以上の高圧ガスを用いる冷凍設備 ③不活性のフルオロカーボン冷媒：1日の冷凍能力が50トン以上の高圧ガスを用いる冷凍設備	冷凍機が正常な機能を維持しているか	1年以内に1回以上	冷凍保安責任者又は自主検査の責任者	
	定期自主検査 沖縄県知事に届出て設置した空調設備（第二種製造事業者） ①アンモニア及びフルオロカーボン冷媒以外：1日の冷凍能力が3トン以上20トン未満の高圧ガスを用いる冷凍設備 ②アンモニア冷媒及び不活性以外のフルオロカーボン冷媒：1日の冷凍能力が5トン以上50トン未満の高圧ガスを用いる冷凍設備 ③不活性のフルオロカーボン冷媒：1日の冷凍能力が20トン以上50トン未満の高圧ガスを用いる冷凍設備	冷凍機が正常な機能を維持しているか	1年以内に1回以上	冷凍保安責任者又は自主検査の責任者	
	日常的点検 ・第一種製造事業者 ・第二種製造事業者	冷凍機の製造設備の態様に応じ、1日に1回以上、以上の有無を点検	1日に1回以上	高圧ガス製造者（施設運営者等）	
大気汚染防止法	ばい煙発生施設 ・ ボイラー (伝熱面積の10㎡以上又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上) ・ 廃棄物焼却炉 (火格子の面積2㎡以上又は焼却能力が1時間あたり200kg以上) ・ ガスタービン、ディーゼル機関 (燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上)	ばい煙量またはばい煙濃度の測定	測定項目、ばい煙発生施設の種類の種類等により測定頻度が異なる。※要確認		所管保健所・那覇市
水道法	簡易専用水道（水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10㎡を超えるもの） ※水槽の有効容量の合計が10㎡以下のものは、条例等の定めによる（水槽の清掃、水質検査）	施設の管理の状況 給水栓における水質書類の整理等	1年以内ごとに1回	地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者	所管保健所
		水槽の清掃	1年以内ごとに1回		
		施設の点検等（水槽等の状況を点検し、汚染防止措置を講じる） 水質検査（水の異常時の自主検査（給水栓における水の色、濁り、臭気、味等））	日常		
浄化槽法	浄化槽	定期検査（水質）	使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月以内 その後は毎年1回	指定検査機関	所管保健所
		保守点検	毎年1回以上（処理方式や人槽により異なる）	浄化槽保守点検業者	
		清掃	毎年1回以上（処理方式により異なる）	浄化槽清掃業者	

別紙 法定点検一覧表

法令	点検等の対象	項目	周期	点検資格者等	問い合わせ先
水質汚濁防止法	水質汚濁防止法に基づく特定施設を設置する「特定事業場」 特定施設・・・汚水又は廃液を排出する施設のうち、水質汚濁防止法施行令第1条の別表第1に定められた施設 〔以下は一例〕※要確認 ①処理人員が500人を超えるし尿浄化槽 ②300床以上の病院のちゅう房施設・洗浄施設・入浴施設 ③業務の用に供する部分の総床面積が420㎡以上の飲食店のちゅう房施設 ④科学技術に関する研究等を行う事業場（大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）、農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設、保健所、検疫所、犯罪鑑識施設等の洗浄施設・焼入れ施設 ⑤下水道終末処理施設などが対象）	・排出水の測定・記録 ※排出水とは特定事業場から公共用水域（河川、公共溝渠など（下水道を除く））に排出される水 ・施設本体、床面、配管等の設備及び構造（有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵施設に限る）	年1回 （測定記録は3年間保存） ※有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵施設の施設本体、床面、配管等の設備・構造は、原則年1回であるが、設備・構造ごとに点検回数異なる場合がある。※要確認		所管保健所・那覇市
電気事業法	自家用電気工作物（高圧・特別高圧で受電している電気工作物） 例）自家用発電機 ※太陽光発電設備については、施設の自家用電気工作物と電氣的に接続がある場合は自家用電気工作物として点検対象になります。 （高圧受電の施設において、売電は行わずに施設内部で使う電力をまかなうものとして設置した太陽光発電設備などが対象。）		保安規程による （一般的には停電を伴う年次点検と停電を伴わない月次点検を行う）	・電気主任技術者（保安の監督） ・電気保安法人 ・電気管理技術者	那覇産業保安監督事務所
フロン排出抑制法	全ての第一種特定製品（業務用の冷凍空調機器） エアコンディショナー 圧縮機を駆動する電動機の定格出力（又は圧縮機を駆動する内燃機関の定格出力）が7.5キロワット以上50キロワット未満 圧縮機を駆動する電動機の定格出力（又は圧縮機を駆動する内燃機関の定格出力）が50キロワット以上 冷蔵庫・冷凍機 圧縮機を駆動する電動機の定格出力（又は圧縮機を駆動する内燃機関の定格出力）が7.5キロワット以上	【簡易点検】 目視による点検、冷凍冷蔵庫の温度、異常音の有無の確認など 【定期点検】 ・異常音の有無 ・外観の損傷、摩耗、腐食及び錆その他の劣化、油漏れ並びに熱交換機への霜の付着の有無	3ヶ月に1回以上 3年に1回以上 1年に1回以上 1年に1回以上	実施者の具体的な限定なし。 十分な知見を有する者が自ら行うか立ち会うことが必要。実施者の具体的な限定なし。	所管保健所
ダイオキシン類特別措置法	ダイオキシン類特別措置法に基づく特定施設 特定施設 ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出し、又はこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設でダイオキシン類特別措置法施行令第1条別表第一及び別表第二に定められたもの 特定施設例 ・廃棄物焼却炉であって、火床面積が0.5㎡以上又は焼却能力が1時間あたり50kg以上のもの	排出ガスまたは排水におけるダイオキシン類による汚染状況の測定	1年に1回以上		所管保健所・那覇市